

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえ、関係省令及び告示を改正しましたので、お知らせします。

7 文科初第 2441 号
令和 8 年 3 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令の制定等について（通知）

昨年 6 月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）の改正の概要等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について」（令和 7 年 6 月 18 日 7 文科初第 793 号文部科学事務次官通知）及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」（令和 7 年 9 月 26 日 7 文科初第 1404 号文部科学事務次官通知。以下「留意事項通知」という。）において通知したところです。また、本年 9 月に公布された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 333 号）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年文部科学省令第 24 号）の概要等については、留意事項通知において通知したところです。

このたび、給特法等一部改正法を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年文部科学省令第 7 号。以下「給特法等改正法整備省令」という。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（令和 8 年文部科学省告示第 42 号。以下「給特法等改正法整備告示」という。）が公布されましたので、お知らせします（別添 1 及び別添 2）。これらの省令等の施行は令和 8 年 4 月 1 日からとなり、概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、関係する規定の整備等について、今後、適宜御対応をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を設置する国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、このことを十分御周知いただくよう、お願いします。

記

第 1 給特法等改正法整備省令の概要

- 1 学校教育法施行規則の一部改正の概要（給特法等改正法整備省令第 1 条関係）
 - （1）以下に掲げる主任等の担当する教育活動に関し総合的な調整を行う主務教諭を置く場合は、それぞれ当該主任等を置かないことができることとすること。
 - ・教務主任及び学年主任（学校教育法施行規則第 44 条）
 - ・保健主事（同規則第 45 条）
 - ・生徒指導主事（同規則第 70 条）
 - ・進路指導主事（同規則第 71 条）
 - ・学科主任（同規則第 81 条）
 - （2）以下に掲げる主任等については、指導教諭又は教諭のほか、主務教諭を充てることとすること。
 - ・農場長（同規則第 81 条）
 - ・寮務主任及び舎監（同規則第 124 条）

(3) その他、主務教諭の創設等に伴い、所要の整備を行うもの（同規則第 20 条）。

2 その他省令の一部改正の概要（給特法等改正法整備省令第 2 条～第 12 条関係）
主務教諭の創設等に伴い、関係する以下の省令について、所要の整備を行うもの。

- ・ 学校基本調査規則
- ・ 学校教員統計調査規則
- ・ 教育職員免許法施行規則
- ・ 幼稚園設置基準
- ・ 高等学校通信教育規程
- ・ 専修学校設置基準
- ・ 小学校設置基準
- ・ 中学校設置基準
- ・ 高等学校設置基準
- ・ 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令
- ・ 特別支援学校設置基準

第 2 給特法等改正法整備告示の概要

主務教諭の創設等に伴い、関係する以下の告示について、所要の整備を行うもの。

- ・ 社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定
- ・ 学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件
- ・ 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

第 3 留意事項

(1) 主任等との関係について

- ① 必置の教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任について

主務教諭の職務は、「命を受けて当該小学校教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整」を行うと規定されている（学校教育法第 37 条第 11 項及び同条第 20 項第 2 号）。一方、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任の職務は「校長の監督を受け」「連絡調整及び指導、助言に当たる」（学校教育法施行規則第 44 条）等と規定されて

いる。これらの規定上、主務教諭の職務は当該主任等の職務を包含することとなるため、当該主任等の担当する教育活動に関し総合的な調整を行う主務教諭が置かれている場合には、当該主務教諭が当該主任等の職務を含めて担当することとなることから、当該主任等を置かなくてもよいこととしたこと。

② 必置の農場長、寮務主任、舎監について

農場長、寮務主任、舎監の職務は、主務教諭の職務に必ずしも包含されるものではないため、教務主任等のように当該主任等を置かなくてもよいとする規定は設けていないものであること。

その上で、主務教諭に対して、農場長、寮務主任又は舎監の職務を行うことを命ずることも考えられることから、今般、それらに充てられる職に主務教諭を追加したものであること。

③ 任意設置の研修主事について

研修主事は、指導教諭又は教諭を充てることとされている（学校教育法施行規則第45条の2第2項）が、主務教諭の職務は、研修主事の職務を包含することになるため、主幹教諭と同様、主務教諭について、あえて充てるとする規定は設けていないものであること。

④ 任意設置の特別支援学校の部主事について

特別支援学校においては、部主事に「教諭等」を充てることとされているところ（学校教育法施行規則第125条第2項）であり、部主事には、主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭を充てること。

（2）主務教諭の職の設置全般について

- ① 主務教諭の職の設置全般については、留意事項通知¹第4の2の（2）及び3で示しているので参照すること。
- ② 義務教育費国庫負担金においては、学校教育法上の職として位置付けられる場合に、主務教諭の給与に要する経費について国庫負担を行うものであること。なお、学校教育法上の主務教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、主務教諭は、命を受けて、担当する教育活動に関し教職員間における総合的な調整を行い、及び授業を受け持つことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。
- ③ 現在、学校に置かれている独自の職のうち、「主務教諭」という名称を用いているものについて、学校教育法上の職と位置付けるまでの間、これらの職と混乱することがないようにすること。

¹ [公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）](#)（令和7年9月26日7文科初第1404号文部科学事務次官通知）

- ④ 主務教諭の職の設置に当たっては、例えば、教諭と職務内容が実質的に変わらないにもかかわらず、主務教諭と位置付け処遇するような、処遇の改善だけを目的とした運用を行わないこと。選考の基準を要綱等で定めるに当たっては、選考が形式的なものとならないよう、その対象者や選考方法等について留意すること。

【別添 1】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

【別添 2】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

【参考資料】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（令和 7 年 9 月 26 日 7 文科初第 1404 号文部科学事務次官通知）（抄）

【参考】（文部科学省ホームページ：教師を取り巻く環境整備について（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善）

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_q.htm



【本件連絡先】

（第 3 の（2）②について）

文部科学省初等中等教育局

財務課企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 5786）

（上記以外の内容について）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

電話：03-5253-4111（内線 2588）

○文部科学省令第七号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月九日

文部科学大臣 松本 洋平

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十条 校長（学長及び高等専門学校^{（一）}の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと イ 〔略〕 ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）、教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職 ハ 又 〔略〕 二 〔略〕 第四十四条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する教務主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定す	第二十条 校長（学長及び高等専門学校^{（一）}の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと イ 〔同上〕 ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職 ハ 又 〔同上〕 二 〔同上〕 第四十四条 〔同上〕 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置

る学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する学年主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3ゝ5 「略」

第四十五条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する保健主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3・4 「略」

第七十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する生徒指導主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

3・4 「略」

第七十一条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する進路指導主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主

かないことができる。

3ゝ5 「同上」

第四十五条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3・4 「同上」

第七十条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

3・4 「同上」

第七十一条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。

3 務教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。 〔略〕 第八十一条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する学科主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第五項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かないことができる。 3 学科主任は、指導教諭又は教諭をもつて、農場長は指導教諭、主務教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 4・5 〔略〕 第二百二十四条 〔略〕 2 〔略〕 3 寮務主任及び舎監は、指導教諭、主務教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 4・5 〔略〕	3 〔同上〕 第八十一条 〔同上〕 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第五項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かないことができる。 3 学科主任及び農場長は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 4・5 〔同上〕 第二百二十四条 〔同上〕 2 〔同上〕 3 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 4・5 〔同上〕
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

（学校基本調査規則の一部改正）

第二条 学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第三条 「略」 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、主務教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。</u>）、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭及び<u>助保育教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</u> 3 「略」	(定義) 第三条 「同上」 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び<u>助保育教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</u> 3 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（学校教員統計調査規則の一部改正）

第三条 学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(定義) 第三条 「略」 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、<u>指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。</u>
改正前	(定義) 第三条 「同上」 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、<u>指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。</u>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第六十六条の三 「略」 2 「略」 3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担当する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。 第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、主務教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師の職とする。 第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師の職とする。
改正前	第六十六条の三 「同上」 2 「同上」 3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。 第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。 第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師の職とする。

18 附 則 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）が、当該教科の教授を担任しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。 一 六 「略」	18 附 則 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）が、当該教科の教授を担任しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。 一 六 「同上」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

（幼稚園設置基準の一部改正）

第五条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(教職員) 第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。 2 〔略〕 3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。 4 〔略〕 第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。	(教職員) 第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。 2 〔同上〕 3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。 4 〔同上〕 第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（高等学校通信教育規程の一部改正）

第六条 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	(教諭の数等) 第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。 2・3 「略」
改 正 前	(教諭の数等) 第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。 2・3 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（専修学校設置基準の一部改正）

第七条 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(教員の資格) 第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 一・二 [略] 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭の経験のある者 四〇六 [略]	(教員の資格) 第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 一・二 [同上] 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四〇六 [同上]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（小学校設置基準の一部改正）

第八条 小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
備考 表中の「」の記載は注記である。	2・3 〔略〕 (教諭の数等) 第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭(以下次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。	2・3 〔同上〕 (教諭の数等) 第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。	

（中学校設置基準の一部改正）

第九条 中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(教諭の数等) 第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭(以下次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。 2・3 [略]		(教諭の数等) 第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。 2・3 [同上]	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（高等学校設置基準の一部改正）

第十条 高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	(教諭の数等) 第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭（以下次項において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。 2・3 「略」 (養護教諭等) 第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護をつかさどる主務教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。
改 正 前	(教諭の数等) 第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。 2・3 「同上」 (養護教諭等) 第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令の一部改正）

第十一条 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成二十七年文部科学省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(令第三条第三号の文部科学省令で定める基準) 第一条 国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第三条第三号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 「略」 二 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を相当数含むものであること。 イ・ロ 「略」 三 六 「略」	(令第三条第三号の文部科学省令で定める基準) 第一条 国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第三条第三号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 「同上」 二 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を相当数含むものであること。 イ・ロ 「同上」 三 六 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特別支援学校設置基準の一部改正）

第十二条 特別支援学校設置基準（令和三年文部科学省令第四十五号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(教諭等の数等) 第七条 「略」 2 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。 3 「略」 (養護教諭等) 第八条 特別支援学校には、幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護をつかさどる主務教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	(教諭等の数等) 第七条 「同上」 2 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。 3 「同上」 (養護教諭等) 第八条 特別支援学校には、幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第四十二号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年三月九日

文部科学大臣 松本 洋平

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条 社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基き、社会教育に係る職及び教育に関する職を次のとおり指定する。 一・二 「略」 三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。 1 学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職 2 3 4 「略」
改正前	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基き、社会教育に係る職及び教育に関する職を次のとおり指定する。 一・二 「同上」 三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。 1 学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職 2 3 4 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部改正）

第二条 学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件（令和元年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる場合とする。 一・二 「略」 三 「略」 イ 「略」 ロ 免許法第十六条の五第二項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する場合 四〇七 「略」	学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる場合とする。 一・二 「同上」 三 「同上」 イ 「同上」 ロ 免許法第十六条の五第二項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する場合 四〇七 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の一部改正）

第三条 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和四年文部科学省告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

三の１の（２）中、「指導教諭」の下に、「主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）」を、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について
(令和7年9月26日7文科初第1404号文部科学事務次官通知) (抄)

第4 留意事項

2 教員給与の取扱いについて

(2) 主務教諭の職の設置を踏まえた適切な給与について

今般、3.にあるとおり、新たな職として主務教諭の職を置くことができることとするが、主務教諭の職務を踏まえ、主務教諭の設置に伴う新たな級の創設による適切な処遇についても検討されたいこと。また、主務教諭の設置に関わらず、教諭の職務内容・職責に変更がないことを踏まえ、関係法令にのっとり適切な教諭の給与水準の確保に努めること。

なお、これに伴う義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定については、令和8年度以降、所要の変更を予定していること。

3 主務教諭の職の設置について

(1) 主務教諭の職の設置の趣旨について

近年、学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化していることや、これを踏まえ、学校内外との連絡・調整に関する業務が増加していることに鑑み、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るため、新たな職として主務教諭を置くことができることとしたものであること。

(2) 主務教諭の設置及びその処遇等について

主務教諭は、任意に設置することができる職であり、その設置については、学校や地域の状況を踏まえ、各教育委員会において適切に判断されるものであるが、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るという趣旨を踏まえ、その設置について検討されたいこと。

(3) 主務教諭の職務について

主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されること。例えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道德教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。

このため、一定の経験、知識等を有する教諭のうち、こうした役割を担うことができる教諭が主務教諭として任用されることになると考えられること。なお、ここで言う「知識等を有する」には、心理や福祉に関する資格等を活用するなどして、特定の学校教育活動の核となって役割を担っているような場合や、教職大学院を修了し高度な専門的職業能力を身につけているような場合なども含みうると考えられること。

(4) 主務教諭を含む学校における校務全体のマネジメントについて

主務教諭の職が適切に機能し、教職員間の連携・協働が円滑かつ効果的に行われるよう、主務教諭のみに業務が集中することのないよう留意しつつ、主務教諭の配置により、学校の組織的・機動的な学校運営体制の充実が図られ、若手教師の支援にもつながることや、学校全体の業務をより効率的に行うことが可能となることが期待されることを踏まえ、校長等はその権限において学校全体の校務のマネジメントに取り組んでいただきたいこと。